

No ハラスメント

12月は職場のハラスメント防止月間です！

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

ハラスメントのない職場づくりを進めましょう！



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

みんなで
NO ハラスメント
オンライン研修講座



労働施策総合推進法等が改正されました！！

公布日：令和7年6月11日

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

★改正ポイント★

カスタマーハラスメント（※）や、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられます。



※カスタマーハラスメントとは・・・

次の3つの要素を全て満たすものです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③労働者の就業環境を害すること。

※就活ハラスメントとは・・・

就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクハラやパワハラのことを言い、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の許されない行為です。

